

在宅で生活されている方への手当や控除のお知らせ

【特別障害者手当】

在宅で生活している重度の障がいがある20歳以上の方で、日常生活において常時介護を必要とするような状態が3か月以上継続している場合に申請することができます。1人につき月額27,350円が支給されます。(ただし、入院期間が3か月を超えた場合または施設に入所した場合には支給が停止されます)

【要介護認定を受けている方の障害者控除】

障害者手帳等をお持ちでない方でも、基準日(毎年12月31日)に介護保険の要介護認定(要介護1～5)を受けている65歳以上の方は、所得税や住民税(町県民税)の申告の際に障害者控除または特別障害者控除の対象となる場合があります。

この控除を受ける場合は「障害者控除対象者認定書」が必要です。発行を希望する方は、町民福祉班で手続きを行ってください。

【おむつに係る医療費控除】

傷病によりおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合には、医師が必要と認めたおむつ代について、医療費控除を受けることができます。

●初めて控除を受ける場合

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要になります。

●2年目以降で引き続き控除を受ける場合

要介護認定を受けている方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」または町が発行する証明書でも手続きができます。町証明書の発行を希望する方は、一定の要件を満たしている必要がありますので事前にご相談ください。

■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925) 福祉課まると支援班・地域包括支援センター (TEL29-2950)

1月のかようカフェのご案内

認知症や健康などの不安を専門スタッフに相談できます。

【時間】1月18日(火) 10時～11時

【会場】天使館

【参加料】100円(茶菓子代)

【内容】むかし遊びを楽しみましょう♪

はっぴい
ポイントカードの
対象事業です



12月はハンドベルの演奏を体験♪

通いの場のある元気な地域づくりをめざして

各自治会で取り組んでいる『通いの場』活動を紹介します。月1回程度、会館など身近な場所に通い、体操やレクリエーション、おしゃべりなどをしながら交流することで、自然と助け合い・支え合いが生まれる元気な地域づくりがひろがっています。

【その1】荒川「お元気くらぶ」 ～みんなと顔を合わせて笑うのがいいね!～

月1回、会館を会場に「お元気くらぶ」を開催しています。この日は「みんなの顔を見に来た」と久しぶりの参加者もいて、にぎやかに楽しい時間を過ごしました。



わきあいあいと盛り上がりました♪

■お問い合わせ先 福祉課まると支援班・地域包括支援センター (TEL29-2950)